KPMG Insight

KPMG Newsletter
September 2014

オーストラリア
2014/15年度連邦予算案の解説

KPMG
cutting through complexity

Volume 8

オーストラリア 2014/15 年度連邦予算案の解説

KPMG オーストラリア
シドニー事務所　パートナー　**大庭　正之**
メルボルン事務所　シニアマネジャー　**吉岡　伸朗**

オーストラリアにおける保守連合政権の下での初回の連邦予算案の発表は、2014年5月13日に行われました。その予算案における2014/15年度（来年度）の経済見通しは、GDP成長率2.5%、インフレ率2.25%、失業率6.25%でした。資源業界では投資段階から生産および輸出段階への移行により、失業率が、2013/14年度（本年度）より約0.25%上昇することが予想されています。
前労働党政権下で2013年5月に発表された連邦予算案では、本年度の財政赤字予想は180億豪ドル（GDPの約1.1%）でしたが、今回保守連合政権が発表した本年度の財政赤字予想は、499億豪ドル（GDPの約3.1%）で大幅に増加しています。しかしながら来年度は、本年度の赤字額から約200億豪ドルの減額を見込んでいます。ただし、財政黒字がGDP比1%以上になるのは、10年後とされました。それでも公的債務残高の対GDP比率は12%前後で、オーストラリアは国際的に財政の健全性が高いと言えます。
本稿では、オーストラリア2014/15年度連邦予算案の解説をします。なお、本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。

大庭（おおば）　正之（まさゆき）
KPMG オーストラリア
シドニー事務所
パートナー

吉岡（よしおか）　伸朗（のぶあき）
KPMG オーストラリア
メルボルン事務所
シニアマネジャー

【ポイント】
- オーストラリアの税収は個人所得税およびフリンジベネフィットタックス（現物給与税、以下「FBT」という）の占める割合が高く、来年度以降、総税収の増加が予想されるものの、連邦政府の財政赤字は構造的であるため、今後は包括的税制改革への関心が高まることが予想される。
- 個人税制について、2014年7月から3年間、個人の課税所得が18万豪ドルを超える場合、当該超過額に対し、2%の追加課税をすることを発表している。
- ビジネス税制について、法人税率を2015年7月から28.5%に引き下げる旨を正式に発表している。ただし、課税所得5百万豪ドルを超える会社については、別途、新たに導入される税率1.5%の目的税を負担することになる。

I 主要税収の推移

図表1は2012/13年度以降の主要税収の推移を示しています。

本年度の税収予想額は当初3,549億豪ドルでしたが、現時点では3,416億豪ドルと133億豪ドル未達の見込みです。これは個人所得税収が約70億豪ドル、法人税収が約50億豪ドルと、見込みを下回ったことによります。

来年度の税収予想額は3,603億豪ドルとされていますが、この内1,831億豪ドルは個人所得税およびFBTであり、総税収に占める割合は高く、依然として最大の税収項目となっています。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

また、総税収の増加が予想されていますが、その主たる要因は賃金上昇予想や2%の「Temporary Budget Repair Levy」の導入による税収増加です。連邦政府の財政赤字は、構造的であるため、今後包括的税制改革への関心が高まることが予想されます。

Ⅱ 個人税制

1. 課税所得に対する税率

連邦政府は2014年連邦予算案で2014年7月1日から2017年6月30日までの3年間につき、個人の課税所得が18万豪ドルを超える場合に、当該超過額に対し、2%の追加課税（Temporary Budget Repair Levy）を行うことを発表しました。これにかかる法律は2014年6月25日に成立しているため、結果として、居住者の課税所得に対する税率は**図表2**となります。なお、以下にはメディケアレヴィ（Medicare Levy）の2％は含まれていません。メディケアレヴィの2％と合わせると、最大限界税率は49％となります。

なお、非居住者の課税所得に対する税率は **図表3**のとおりです。

2. その他の個人関連税制の主な改正案

今回の連邦予算案で発表されたその他の個人関連税制の改正案の主なポイントを解説します。

（1）フリンジベネフィットタックス（FBT）

Temporary Budget Repair Levyを2014年7月1日から導入したことに伴い、FBTの税率についても47％から49%へ増加することとなります。FBTは、従業員に対してフリンジベネフィットを供給する雇用主が課される雇用主負担の税額であるため、FBT税率上昇により、企業のコストが増加することになる点は留意が必要です。当該FBT税率の上昇については、2015年4月1日から2017年3月31日の2年間適用されます。これにかかる法律も2014年6月25日に成立済みとなります。

雇用主は、FBT税率の上昇に加え、FBT計算上のグロスアップレートについても変更が生じる点について留意が必要となります。グロスアップ方式は、従業員が給与等として受け取った場合の税負担と、フリンジベネフィットとして受け取った場合の税負担の差異を排除することを目的としています。具体的には、GSTの仕入税額控除の対象費目については2.1463（従前：2.0647）、GSTの仕入税額控除の非対象費目については1.9608（従前：1.8692）のグロスアップレートが適用されます。

（2）Family Tax Benefit Part Bの給付条件の変更

連邦予算案において、2015年7月1日より下記のとおりFamily Tax Benefit Part Bの給付条件を変更する予定である

図表1　2012/13年度以降の主要税収の推移

税目	2012/13（10億豪ドル）	2013/14（10億豪ドル）	2014/15（10億豪ドル）
個人所得税＋ FBT（現物給与税）	160	168	183
法人税＋ MRRT/PRRT（鉱物 / 石油資源利用税）	68	70	74
GST（消費税）	48	51	54
物品税およびその他の間接税、炭素税	42	46	41
年金関連税	8	7	8
連邦税収合計	326	342	360

図表2　居住者の課税所得に対する税率

居住者の課税所得（豪ドル）	税率 （%）
～ 18,200	0
18,201 ～ 37,000	19
37,001 ～ 80,000	32.5
80,001 ～ 180,000	37
180,001 以上	47

図表3　非居住者の課税所得に対する税率

非居住者の課税所得（豪ドル）	税率 （%）
～ 80,000	32.5
80,001 ～ 180,000	37
180,001 以上	47

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ことが発表されました。

- 最年少の子供が、6歳未満であること（2015年6月30日時点で最年少の子供が6歳以上で現状の制度で受給要件を満たす家庭については、2年間はこの条件の適用猶予あり）
- 所得による給付対象者の判定について、家庭内における主たる所得稼得者の年間所得額が、年間10万豪ドル未満であること（従前は年間15万豪ドル）

（3）税後退職年金拠出限度超過額

2013年7月1日以降に払い込まれた税後退職年金拠出限度超過額（Excess non-concessional superannuation contributions）について、当該超過額を退職年金基金から引き出し、当該超過額に対する罰則的な課税（最大限界税率での課税）を避ける選択肢が設けられる予定です。

（4）年金料率

2014年7月1日より、年金料率（Superannuation guarantee rate）が9.5%へ増加します。なお、その後2018年7月1日までは、年金料率のさらなる増加は行われず、2018年7月1日からは毎年0.5％ずつ上昇し、2022年7月1日以降は12％となる予定です。

（5）税額控除の廃止

2014年7月1日以降、熟年労働者に係る税額控除（Mature Age Workers Tax Offset）および被扶養配偶者に係る税額控除（Dependent spouse tax offset）が廃止される予定です。

（6）教育ローン

教育ローン（Higher Education Loan Program）の返済スキームが変更される予定です。

（7）Tax Receiptの発行

Australian Tax Office（ATO）は、2014年7月1日より、個人所得税の納税者宛に、受け取った税金を政府がどのように使ったかを示すTax Receiptを発行する予定です。

Ⅲ ビジネス税制

1. 法人税率の引下げおよび育児有給休暇手当目的税の導入

政府は法人税率を2015年7月1日から28.5パーセントに引き下げる旨を正式に発表しました。ただし、課税所得5百万豪ドルを超える会社については、別途、新たに導入される税率1.5％の目的税を負担することになる予定です。当該目的税は、政府が2015年7月1日から導入される予定の新育児有給休暇手当スキーム（現状のものは最低賃金の18週分、導入される予定のものは実際の賃金（年間上限15万豪ドル）と最低賃金のいずれか多いほうの金額の26週分）の財源として利用されます。

2. 研究開発（R&D）優遇税制の控除割合の引下げ

政府は研究開発費に係る還付可能税額控除制度および還付不能税額控除制度について、2014年7月1日からそれぞれ1.5パーセントポイントずつ控除額算出の際に使用される割合を低減させる意図があることを発表しました。これにより、R&Dグループ売上（Aggregated turnover）が20百万豪ドル以上である会社は、還付不能税額控除額が適格研究開発費の40％相当額から同費用の38.5％相当額に下がり、R&Dグループ売上が20百万豪ドル未満である会社は、還付可能税額控除額が適格研究開発費の45％相当額から同費用の43.5％相当額に下がることになります。

R&D優遇税制の控除割合の低減は、理論的には上記の法人税率の低減（30％から28.5％）とバランスを保つためのものですが、提案されている法人税率の低減がR&D控除割合低減の12ヵ月後の2015年7月1日から行われるため、結果的に1年間の暫定的な制度縮小という不具合が発生します。

なお、オーストラリアのAssessable income（課税収入）が200億豪ドル以上の会社は、R&D優遇税制の申請ができなくなるという法案が現在下院を通り上院に提出される予定です。この法案が施行される場合、この条件に合致する会社は、2013年7月1日以降に開始する事業年度まで遡ってR&D優遇税制の適用申請ができなくなります。

3. 過少資本税制の改正案

オーストラリアの過少資本税制は、関連者・非関連者借入にかかわらず、すべての借入（debt）に係る利息費用等を制限の対象としています。現行の損金算入限度借入額の算出は以下の3つの基準のうちいずれか大きい金額となります。

- セーフハーバー基準
  一般企業は調整後平均資産価値の75%（負債資本比率3:1）、非銀行金融機関は95.24%（負債資本比率20:1）、銀行は金融監督機関により要求されている資本維持額
- アームスレングス基準
  独立企業基準に基づく合理的借入額
- 全世界ギアリング基準
  オーストラリア事業の負債比率を全世界ベースの負債比率の120%まで認める形で計算した借入額。外資系企業には適用がない

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

過少資本税制の改正案の主なポイントは以下のとおりです。

- セーフハーバー基準について、一般企業は資産の 60%（負債資本比率 1.5:1）、非銀行金融機関は 93.75%（負債資本比率 15:1）と規制を強化する。
- アームスレングス基準は、変更なく今後も使用できるが、税制審議会が運用の改善を検討し、2014 年 12 月までに検討結果を報告する予定であり、制度の改善のための改正が想定される。
- 全世界ギアリング基準の上記比率 120%を 100%へ引き下げ、適用を外資系企業にも拡大する。その際の全世界ベースの資本・負債の把握にあたっては、親会社の監査済み連結財務諸表（IFRS または日本を含む指定国の同等の基準により作成されたもので、適正意見が出されているものに限る）を用いることになる。日本企業の豪州子会社にとっては新たに利用可能な基準が増えることになる。
- 利子等の最低金額基準（de minimis threshold）の金額（利子等がこの金額以下であればそもそも過少資本税制による利子等の損金算入制限を受けない）を現行の年間 25 万豪ドルから、年間 200 万豪ドルに増額する。
- 2014 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度より適用開始する。

4. その他のビジネス税制関連の改正案

その他のビジネス税制関連の改正案の主なポイントは以下のとおりです。

- 海外投資のための借入金利子の損金算入規定の廃止の取り止めと一定の導管取引をターゲットとした租税回避防止規定の導入が検討されている。
- 税務上負債とみなされる外国株式（たとえば、償還可能優先株式）からの配当には、外国ノンポートフォリオ配当の非課税措置の適用をできなくするため、また、パートナーシップ・信託を通して受け取る外国法人からの配当にも外国ノンポートフォリオ配当の非課税措置を適用できるようにするため、外国ノンポートフォリオ配当の非課税措置規定の明確化が検討されている。この規定は、法律の施行日後に受領する配当から適用開始される予定である。
- MEC（Multiple Entry Consolidated）グループと通常の連結納税グループの取扱いの差異で通常の連結納税を行う国内企業は利用できず、MEC 連結納税を行う外国企業に有利になっている制度については、国際課税の方針の再考察抜きでは是正できる範囲が限られているものとして現時点では税制改正を取り進めないことを決定した。
- 外国居住者の保有する間接不動産持分に関する CGT（Capital Gain Tax）免除は、（不動産保有会社が課税オーストラリア資産であるかどうかの判定にあたり）非不動産資産から無形鉱業権（情報、グットウィル等）および一定の関連者資産を除くことにより適用範囲を制限することが検討されている。非居住者に保有される連結納税グループ以外の法人の持分については 2014 年 5 月 13 日以降の CGT 事象に適用され、連結納税グループ法人の持分については 2013 年 5 月 14 日 7 時 30 分 PM（AEST）以降の CGT 事象に適用される予定である。
- 連結納税制度の不整合性に関する修正を取り進める予定である。具体的には二重控除（Double Deduction）、資産転売（Churning）、控除可能負債（Deductible liability）に関するルールが整備される予定である。これらのルールは、2013 年 5 月 14 日 7 時 30 分 PM（AEST）以降のアレンジメント（この時以降の子会社の加入・離脱ではない）に対して適用予定である。
- 管理投資信託については 2014 年 7 月 1 日から新制度を適用開始する予定であったが、諸事情を考慮して、施行日を 2015 年 7 月 1 日に延期することになった。
- オフショアバンキングユニット優遇税制の改正も 2015 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度からに変更となった。
- 第三者による納税者の課税情報の ATO への報告制度（Third party reporting and data matching）の導入も 2016 年 7 月 1 日からに延期となった。
- 鉱物資源利用税（MRRT）は廃止される予定であるため、2014 年 7 月 1 日以降の MRRT 申告年度については、MRRT に係る申告が不要となる予定である。
- 炭素税は廃止され、2014 年 7 月 1 日以降は生じない。この法律は、2014 年 7 月 17 日に成立済みである。
- 物品税である燃料税（Fuel Tax）については、税率につき年 2 回（8 月 1 日と 2 月 1 日）のインフレ調整（Consumer Price Index 消費者物価指数を使用）が行われる予定である。
- 生産ステージの鉱業事業を有せず、探鉱活動のみを行っている鉱業事業会社が行うグリーンフィールド探鉱に係る所定の探鉱コストにつき、当該会社の株主に対する還付可能税額控除制度（Exploration Development Incentive）が 2014 年 7 月 1 日から導入される予定である。
- 鉱業権持分の配置転換（Mining interest realignment）に関する規定が整備される予定である。2013 年 5 月 14 日 7 時 30 分 PM（AEST）から適用される予定である。
- 探鉱費の即時償却制度について、採鉱、採石または試掘に関する権利・情報に係わる支出は、オーストラリア政府から直接購入したもの等の一定のものを除き、原則として即時償却の対象から除外される。その代わり、それらの費用は 15 年または耐用年数のいずれか短い期間にて償却される（一般的に鉱山、採石または石油資源の採掘年数）。2013 年 5 月 14 日 7 時 30 分 PM（AEST）から適用される。この法律は、2014 年 6 月 30 日に成立済みである。

本稿は、月刊「国際税務」（Vol. 34 №8、税務研究会発行）に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG オーストラリア
シドニー事務所
パートナー　大庭　正之
TEL: +61-2-9335-7822
masaohba@kpmg.com.au

メルボルン事務所
シニアマネジャー　吉岡　伸朗
TEL: +61-3-9288-5697
nyoshioka1@kpmg.com.au

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.